

No. 22

制 度 名	茨城県感染症予防事業費負担金	主管課名	疾病対策課 感染症対策室予防G					
		問合せ先	029-301-3219					
目的・趣旨	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、感染症のまん延防止のために有効な防疫活動の実施を図る。							
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 茨城県感染症予防事業費負担金交付要項に定める感染症予防事業 〔補助要件等〕 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づき、保健所長が指示する消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、水の供給に係る経費。 〔対象経費〕 次の対象事業の実施に要する経費 (1) 法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項（法第 50 条第 1 項を含む）の規定に基づいて行う消毒に必要な手当、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費 (2) 法第 28 条第 2 項（法第 50 条第 1 項を含む）の規定に基づいて行う市町村のねずみ族、昆虫等の駆除に必要な賃金、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費 (3) 法第 31 条第 2 項（法第 50 条第 1 項を含む）の規定に基づいて行う生活の用に供される水の供給に必要な賃金、報償費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費 〔補助限度額等〕 — 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
事業実施主体:市町村		1/3	1/3	1/3	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 33 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 該当市町村						
〔備考〕								